

損害賠償請求事件の控訴について

このことについて、知事の専決処分に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見を、教育長による事務の臨時代理により知事に回答しましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和元年5月9日

保 健 体 育 課

写

別紙

3 1 教保号外
平成31年4月25日

愛 知 県 知 事 殿

愛知県教育委員会教育長

損害賠償請求事件の控訴の提起に対する意見について（回答）

損害賠償請求事件（名古屋地方裁判所、平成29年（ワ）第1300号）の第一審判決に対する控訴の提起について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく教育委員会の意見はありません。